

監査報告書

2025 年 5 月 22 日

学校法人中部大学
理事会 御中

学校法人中部大学

監事 太田明徳 

監事 村橋泰志 

監事 植村礼大 

私たちは学校法人中部大学の監事として、旧私立学校法（2023 年 5 月 8 日施行）第 37 条第 3 項及び学校法人中部大学旧寄附行為（2024 年 4 月 1 日施行）第 15 条の規定に基づき、2024 年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）における当法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を実施しました。

私たちは監査にあたり、理事会その他重要な会議に出席し、理事等から業務の報告を受けるほか、重要な文書及び会議議事録等を閲覧しました。また、私立学校振興助成法に基づく監査を実施した監査法人から監査結果の説明を受けるとともに、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表）並びに財産目録について確認するなど、必要と思われる監査手続を実施しました。さらに、監査室から内部監査についての報告及び説明を受けました。

監査の結果、当法人の業務は、法令及び旧寄附行為その他の規程に基づき、重要な事項は理事会、その他の事項は当該会議の議決を経て適正に執行されており、当法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関しては、不正の行為又は法令若しくは旧寄附行為に違反する重大な事実はないと認めます。

以上